

第14章

政府調達

1. ルールの外観

(1) 政府調達の経済的視点及び意義

政府調達とは、政府機関や地方政府等公共セクターが購入又はリースによって行う物品及びサービスの調達を意味する。

政府調達市場の規模、各国経済に占める割合については、国によっても異なるが、一般的には、GDPの10%から15%程度を占めていると言われている¹。したがって、政府調達における内外差別的な措置が、自由なモノ・サービスの流れに及ぼす歪曲効果は看過できず、また、近年における経済活動のソフト化、サービス化の進展も勘案すると、その世界経済に及ぼす影響は大きい。

政府調達における国内産品優遇政策は、国家安全保障を目的としたもののほか、特に開発途上国においては、特定産業の保護・育成等の産業政策を目的として行われることが多い。そのような内外差別的な調達は、当該産業政策の目標達成のために短期的には一定の貢献をすることになる反面、外国からの入札を含む十分な競争環境の創出が恣意的に妨げられることで、調達サイドにとって最低価格かつ最良の物品やサービスの調達を妨げ、ひいては、政府予算の最大限の活用を阻害することとなる。また、入札を行う側にとっては、外国企業の市場参入の機会が制限されるのはもちろんのこと、本国産業に対しては過度の保護を行うこととなる結果、被保護産業の自主的な経営努力や製品開発努力等の意欲を損ない、結果として当該産業の弱体化に繋がることにもなりうる。更には、市場規模が大きい政府調達とリンクする形で国内産業の保護・育成が行われれば、補助金の規律の意義が損なわれ、自由貿易体制における少なからぬ攪乱要因となりうる。

(2) 政府調達に関する協定の成立・改正経緯

上記のような政府調達の国際貿易に及ぼす影響を無視することはできないとの認識がGATTの主要締約国間で広がり、1979年4月、東京ラウンドにおいて、内国民待遇及び無差別待遇並びにこれらを確保するための公平及び透明な調達手続を規定する「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）が複数国間協定として成立、1981年1月から発効した。

その後、ウルグアイ・ラウンドと並行して、協定条文の見直し及び適用範囲の拡大を目的とした政府調達協定の改正交渉が開始され、1994年4月、新たな政府調達協定が署名され、1996年1月1日に発効した。

その後、1994年の政府調達協定の改正交渉も行われたが、この交渉は2011年12月に妥結し、2012年3月に「政府調達に関する協定を改正する議定書」が採択された。改正後の政府調達協定は、我が国については、2014年4月に発効した。2021年1月1日に英国とスイスが改正後の議定書を採択したことにより、現在の締約国・地域にはすべて改正後の政府調達協定が適用されている。

¹ https://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gproc_e.htm

(3) 法的規律の概要

政府調達協定は、WTO 加盟国が任意に加入する複数国間の貿易協定であり、協定のルールは締約国間でのみ適用される。政府調達協定は、調達に関する手続のルールを定める「本文」と、協定が適用される政府調達の範囲を定める「付表」からなる。現行の政府調達協定(改正後の政府調達協定)は、次のような点で、内国民待遇原則及び無差別待遇原則並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等の充実・強化を図っている。

①適用範囲の対象物品・サービス、基準額及び対象機関

各国が政府調達協定のルールの適用対象とする具体的な物品・サービス、基準額及び対象機関は、協定の附属書に掲げられている(図表 II-14 参照)。

<図表 II-14>改正協定における主要国のコミットメントの概要

対 象 機 関	日 本	米 国	E U	カナダ	韓 国
中央政府機関	すべての中央政府機関(立法・司法機関を含む)	連邦政府機関	EU 理事会・欧州委員会及び EU 27 カ国の中央政府機関	中央政府機関(一部司法機関を含むが、立法機関は含まない)	ほぼすべての中央行政機関
地方政府機関	47 都道府県及び 19 政令指定都市	37 州	EU 27 カ国の地方政府機関(市町村レベルを含む)	10 州及び 3 準州	ソウル特別市等 16 市及び 3 市における区
その他の機関	特殊法人、独立行政法人等の計 114 機関	TVA、エネルギー省傘下の機関、セント・ローレンス航路開発公社等の計 10 機関	水道、電気、港湾及び空港、輸送分野の機関	10 の連邦政府関係企業(Crown Corporation)	韓国産業銀行等 24 機関

基準額（特段の記載ある場合を除き、単位=万SDR）

		日本	米国	EU	カナダ	韓国
①物 品	中央政府機関	10	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20 (40)
	その他の機関	13	25万USD *1 (40)	40	35.5	40
②サービス（建設・エンジニアリング・サービスを除く）	中央政府機関	10	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20 (40)
	その他の機関	13	25万USD *1 (40)	40	35.5	40
③建設サービス	中央政府機関	450	500	500	500	500
	地方政府機関	1,500	500	500	500	1,500
	その他の機関	1,500 *2 (450)	500	500	500	1,500
④建設・エンジニアリング・サービス その他の技術的サービス	中央政府機関	45	13	13	13	13
	地方政府機関	150	35.5	20	35.5	20 (40)
	その他の機関	45	25万USD *1 (40)	40	35.5	40

*1 米国は、米国ドルをもって基準額を通報しているが、一部機関については40万SDR。

なお、1SDR=約1.34USD（米国がWTOに通報した2024-2025年に適用される換算率により算出）

*2 日本は、一部機関については450万SDR。

②電子的手段の活用

一般原則において、電子的手段を使用する際の調達機関の義務事項が明記されている（4条3項）。また、調達計画の公示における電子的手段の奨励、入札期限に関して電子的手段を活用した場合は入札期限の短縮が可能となることについても規定された（7条1項、11条5項、14条）。

③開発途上国の加入促進

現在の政府調達協定締約国のほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加入促進が今後の重要な課題の一つである。そのため、開発途上国の新規加入を促進するための規定が整備された。具体的には、開発途上国に対する、加入交渉中及び実施の過程におけるS&D（特別かつ異なる待遇）の提供、加入時における既存の締約国による協定の適用範囲の最優遇の提供、加入後の協定適用移行期間における特別の扱い（開発途上国産品に対する価格優遇、オフセット、調達対象機関及び分野の段階的な追加、通常より高い基準額など）、加入や実施に関連した技術協力及びキャパシティ・ビルディングの提供などである。

④苦情申立手続

政府機関の調達手続に政府調達協定違反があったと考える供給者が、苦情を申立てることが可能となるような制度を整備することが義務づけられた。提起された苦情は、裁判所又は調達の結果に何ら利害関係を有しない公正かつ独立した機関によって審査され、協定違反の是正措置、損害賠償等が行われることとなる。

日本においては中央政府機関及びその他の機関の調達に関して内閣府に政府調達苦情検討委員会を設置してこれらの苦情処理を行っており、1996年以降、28件の申立てを処理している²。

² <https://www5.cao.go.jp/access/japan/shori-j.html>

⑤適用範囲の修正に関する異議申立て

各締約国が、対象としている調達機関について、機関の名称変更等に伴ってその内容の訂正を希望する場合や民営化等に伴って付表から除外を希望する場合、また調達対象物品及びサービスの範囲を修正する場合、政府調達委員会へ通報を行う必要がある。この通報に対して他の締約国は異議を申し立てることができ、修正通報から 45 日間にいずれの締約国からも異議申立てが無かった場合又は異議申立てについて解決が図られた場合にこれらの修正が認められることとなる。改正前の政府調達協定の下では、他の締約国があくまでも異議申立てを撤回しない場合、事実上、民営化した機関等も政府調達協定の対象機関から除外することができない状況が生じていた。例えば、我が国の東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）・東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）・西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）の 3 社は、すでに政府の保有株式がすべて売却され、その資本はすべて民間の保有になったが、EU は、政府調達協定の適用対象から除外することについて異議申立てを撤回せず、改正協定の発効時においても、3 社は政府調達協定の適用対象機関となっていた。もっとも、EU による 3 社に対する異議申立てが 2014 年 10 月 28 日に撤回されたため、改正協定の日本付表 3 注釈 5 に基づき、これら 3 社は協定の適用対象から外れた。このような適用範囲に関する協定締約国間の対立について、第三者が客観的に判断して解決を図る手段を確保するため、改正協定の下では、新たに当事国間による協議及び WTO の政府調達委員会の下での仲裁手続など具体的な紛争解決手続が整備された。また、政府調達委員会の責任の 1 つとして、インディカティブ・クライテリア（民営化された機関を付表から削除する際の基準）の整備が義務づけられたが、具体的な内容については、議論が継続している。

2020 年 8 月 6 日、トランプ大統領は必須医薬品・医療品の国産化に係る大統領令（Executive Order on Ensuring Essential Medicines, Medical Countermeasures, and Critical Inputs Are Made in America）（現政権下でも有効）に署名した。本大統領令に従い、同年 11 月 27 日に米国政府は政府調達協定の適用範囲から米国食品医薬品局（FDA）が必須医薬品、医療対策品また、それらの重要な原料と指定した医薬品 227 品目・医療機器 96 品目を除外するための修正提案を政府調達委員会に通報した。米国の通報に対しては、EU、カナダ、英国、韓国、シンガポール、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、香港、リヒテンシュタイン、台湾、イスラエルが異議申し立てを行い、日本も 2021 年 1 月に異議申し立てを行った。二国間協議で解決に至ることができなかったため、3 月に日本は仲裁に付託した。その他、EU、カナダ、スイス、英国、韓国、豪州、イスラエルが仲裁に付託したが、その後同年 4 月、米国は通報を撤回した。

⑥紛争解決手続

政府調達協定に関する紛争については、原則として紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）が適用されることが規定された。通常の DSU に基づく紛争解決手続と異なる点としては、「調達」が迅速性を求められる手続であることに鑑み、通常の DSU に規定されているパネルの審理期間を可能な限り短縮するという努力規定が設けられた点やクロス・リタリエーションが適用されないといった点（政府調達協定に係る紛争においては、他の分野（サービス、TRIPS 等）の協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動が認められず、逆に他の分野の協定に係る紛争においても、政府調達協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動は認められない）が挙げられる。

⑦地方政府機関・その他の機関に対する協定上の義務の軽減

協定の対象となる地方政府機関・その他の機関の負担を軽減するため、これらの機関については、簡素化された入札参加招請手続を利用することができるほか、統計報告義務が中央政府機関に比べ軽減されている。

⑧将来の作業

改正協定の発効後、協定の更なる改善や差別的な措置の削減・撤廃を目的として、更なる交渉を行うことが約束された。その一環として、中小企業、統計データ、持続的な調達、協定締約国の付表における除外及び制限、国際調達における安全基準の 5 つの分野に関して、具体的な将来の作業計画が策定された。

(4) 我が国における政府調達協定に関する対応

我が国における政府調達に関する一般法規としては、中央政府機関については、「会計法」、「予算決算及び会計令」、「予算決算及び会計令臨時特例」等がある。これらの法規は、公平性・機会の均等性・経済性という理念を有しており、内外無差別性・透明性といった基本的な考え方を政府調達協定と共有している。政府調達協定の対象となる調達手続について、同協定との整合性を確保するため、国内法令として「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」を定めている。また、地方政府機関及びその他の機関については、それぞれ地方自治法に基づく特例政令等及びその他の機関ごとに政府調達協定と適合した内規等を設け、国内の調達手続と政府調達協定との整合性を担保している。

これらに加え、例えば、政府調達協定上 40 日以上とされている入札期間を 50 日以上とするなど、同協定上の手続を上回る日本政府としての自主的措置を策定している。

2. 最近の動向

現在（2025年2月末現在）、政府調達協定には49の国・地域が参加する。直近では2023年10月に北マケドニアが加入した。今後は、新規加入に向けた交渉の促進が焦点となる。現在、加入交渉中の国は、アルバニア、ブラジル、中国、コスタリカ、ジョージア、ヨルダン、カザフスタン、キルギス、オマーン、ロシア、タジキスタンの11カ国である。直近では、コスタリカが2023年9月に加入申請をおこなっている。特に中国については、その政府調達市場規模も大きく、また他の未加入国の加入促進への影響も大きいと考えられ、高い約束水準での早期の加入が望まれる。

2023年1月、ブラジルでルーラ政権が発足した。2023年5月、ブラジルは加入交渉において同国が提示してきた市場アクセスオファーを取り下げる決定をしたことを委員会に通知した。ブラジル政府の発表によると、ブラジルのオファーの条件が、特に公衆衛生、技術、イノベーションなどの分野において、国の経済的・社会的発展を促進する手段としての政府の購買力を利用することに厳しい制約を課すものであったとしている。



EUの外国補助金規則を巡る動向

市場歪曲的な補助金に対する対応の必要性については、WTO や OECD、G7 等の国際フォーラムにおいても議論されているところであるが、WTO 協定上は、補助金を与える悪影響について、悪影響のある補助金として紛争解決手続に訴えるか、相殺関税措置を発動するという事しか認められていない。EU では、こうした既存の枠組みでは対処できない補助金による市場歪曲に対処するため、外国補助金規則という新しい規則を発表し、審査を行っている。本コラムでは、外国補助金規則の概要、主に公共調達に関する審査事例に関して紹介する。

1. 経緯

2020 年 6 月 17 日、欧州委員会は、外国の補助金による域内市場の歪曲効果について扱った白書を採択した¹。同白書の採択に関するプレスリリースの中で、欧州委員会は、加盟国による補助金に関しては、EU の国家補助規則（EU State Aid rules）が適用されるのに対し、域外国からの補助金に関しては競争に悪影響を及ぼす事例が増えているように思われるにも関わらず、国家補助規則の対象外であること、アンチ・ダンピングや相殺関税措置について定めている貿易救済規則は、域外国からの輸出のみを対象としているため、域外国からの補助金をもたらす全ての歪みに対処できないことを指摘している²。こうしたルール上のギャップを埋めるため、新たなツールが必要として、① 域内市場全般、② EU 企業の買収、③ 公共調達手続における域外国の補助金が引き起こす歪曲に対処することが提案された。

本白書を受けて、2021 年 5 月 5 日、欧州委員会は、EU 域外国の政府の補助金による域内市場での競争歪曲に対処するため、公正な競争条件の確保に向けた新たな規則案を公表した。2022 年 6 月、EU 理事会と欧州議会は、同規則案について暫定的な政治合意に達し、同年 11 月に EU 理事会、欧州議会それぞれにより承認された。同規則は、2023 年 1 月 12 日に発効し、同年 7 月 12 日から適用が開始された。企業の届出義務は同年 10 月 12 日から施行している。また、同年 7 月 10 日には、届出手続及び届出内容、予備審査、詳細審査に関する手続を定めた実施規則も採択されている。

2. 外国補助金規則の概要

(1) 3つの手段

外国補助金規則には、3つの手段（①企業集中に関する届出に基づく審査、②公共調達に関する届出に基づく審査、③職権による審査）が設けられている。届出に関しては、すべての企業集中や政府調達案件において求められているのではなく、届出が必要となる基準が以下のとおり定められている。ただし、以下の届出の基準に該当しない場合であっても、外国からの3年間の資金的貢献（総額20万ユーロ以上のもの）についてリスト化し、届出の基準に該当しないことを報告しなくてはならない。

①企業集中に関する届出に基づく審査

- ・被買収企業又は合併企業、ジョイントベンチャーのいずれかが EU 域内で 5 億ユーロ以上の売上高を上げていること。
- ・当該企業集中の当事者である全企業が、過去 3 年間に、外国政府から受けた資金的貢献が 5000 万ユーロ以上であること。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0253>

² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1070

②公共調達に関する届出に基づく審査

- ・公共調達の推定契約額が2億5,000万ユーロ以上であること。
- ・事業者（商業的自律性のない子会社、持株会社並びに同一の入札に関与する主要な下請け事業者及び供給者を含む）が、過去3年間に、外国政府から1国あたり400万ユーロ以上の資金的貢献を受けていること。

ここでいう資金的貢献は、助成金に限定されず、資本注入、融資、融資保証、経済的インセンティブ、営業損失の相殺等、資金又は債務の移転を含むとされている。また、①、②いずれの場合も、欧州委員会の審査終了までは、当該企業集中、又は当該公共調達を完了させてはならないこととなっている。

③職権審査

職権審査に関しては、上記の基準額に満たない企業集中案件や公共調達案件（落札された契約に限定）等について、外国補助金による歪曲効果が疑われる場合に、職権で対象企業に報告を求めたり、EU域内外で検査を行ったりすることができる。

(2) 審査プロセス

審査のプロセスは2段階に分けられており、届出や職権によって集められた情報に基づく予備審査がまず行われ、予備審査に基づき企業が域内市場を歪曲する外国補助金を付与されたという十分な兆候を得た場合、詳細審査を行うことになる。

(3) 是正措置

欧州委員会は、外国政府からの資金提供が外国補助金に当たるか及び当該補助金が域内市場を歪曲するかを評価し、歪曲性を確認した場合には、必要に応じて、当該補助金の肯定的効果を検討し、市場歪曲による否定的効果と比較する。否定的効果が肯定的効果を上回る場合、是正措置を課す、又は当該企業からの歪曲を解消するための確約を受け入れることができる。届出取引の場合、届出企業が歪みを完全に除去する効果的な救済措置を提案しない場合、欧州委員会は、届出された企業集中または補助金受給入札者の公共調達契約の授与を禁止することができる。

3. 実際の審査事例

(1) ブルガリア鉄道調達

2023年9月4日、ブルガリアの運輸通信省は、鉄道車両の製造、15年間の車両メンテナンス、スタッフのトレーニングを含む、予定価格6億1,000万ユーロの鉄道プロジェクトの入札を開始した。2024年1月22日、欧州委員会は、中国中車（CRRC）青島四方機車車両による事前届出を受領した。同年2月16日、欧州委員会は、詳細審査を開始した。詳細審査開始の告示において、以下の外国からの補助金を受領したことを示す十分な兆候があるとされている³。

- ・届出企業及びCRRCが受注した75億ユーロを超える公共調達契約。届出企業は、これらの公共調達契約が市場条件に基づいてなされたことを示す十分な証拠を提示できなかった。
- ・2023年6月30日時点で、繰延収益として計上されている政府補助金総額8億400万ユーロ。

³ Summary notice concerning the initiation of an in-depth investigation in case FSP.100147 pursuant to Articles 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202401913

- ・企業の事業と密接に関連する補助金以外の政府補助金として CRRC に対して、2020 年に 3 億 5,500 万ユーロ、2021 年に 3 億 100 万ユーロ、2022 年に 2 億 3,400 万ユーロ、2023 年前半に 5,100 万ユーロが与えられていた。

欧州委員会は、これらの補助金が、届出企業の競争上の地位を向上させる可能性が十分にあるとし、域内市場における競争に実際の又は潜在的な悪影響を及ぼす可能性があると結論づけている。さらに、上記外国からの補助金の総額が約 17 億 4,500 万ユーロであり、届出企業の入札額の 5 倍に相当することも指摘している。

外国からの補助金の総額、及び届出企業の入札額が、調達機関の推定費用、競合他社の入札額を大幅に下回っているという事実を踏まえ、欧州委員会は、予備的調査に基づき、届出企業が域内市場を歪める可能性のある外国からの補助金を受け取っているという十分な根拠があると結論づけた。

しかしながら、本件は、2024 年 3 月 26 日に中国企業が入札を辞退したことにより審査は終了している。

(2) ルーマニア太陽光発電パークの建設・運営

2023 年 9 月 27 日、ルーマニアの調達機関は、予定価格約 3 億 7,500 万ユーロの太陽光発電パークの設計、建設、運営についての入札を開始した。2024 年 3 月 4 日、欧州委員会は、① LONGi Solar Technologie GmbH を含む ENEVO グループと②上海電気英国及び上海電気香港国際エンジニアリングによる事前届出を受領した。同年 4 月 3 日、ルーマニア太陽光発電パークの建設・運営計画に関する詳細審査開始された。

詳細審査開始の告示において、以下の外国からの補助金を受領したことを示す十分な兆候があるとされている⁴。

- ・届出企業及びその持株会社に対する助成金
- ・届出企業及びその持株会社に対する税還付、財政インセンティブ、賦課金
- ・届出企業及びその持株会社に対するファイナンス供与
- ・届出企業及びその持株会社に対する物品販売及びサービスの提供（②上海電気のケースにおいて認定）

その上で、欧州委員会は、届出企業が利益を受けた補助金の総額は、届出企業のコンソーシアムが応札している契約の価値を大幅に上回っていること等を基に、これらの補助金が域内市場における届出企業の競争上の地位を向上させる可能性が十分にあり、域内市場における競争に実際にまたは潜在的に悪影響を及ぼす可能性があると判断している。

しかしながら、本件は、2024 年 5 月 13 日に中国企業が入札を辞退したことにより、審査は終了している。

⁴ ① Summary notice concerning the initiation of an in-depth investigation in Case FSP. 100151, pursuant to Articles 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202402830&qid=1714312613509 ② Summary notice concerning the initiation of an in-depth investigation in Case FSP. 100154, pursuant to Articles 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202402832

(3) 風力発電施設の開発に対する職権審査

2024年4月9日、ベステア上級副委員長は、ブルガリア、フランス、ギリシャ、ルーマニア、スペインにおける風力発電所の開発に関し、中国の風力タービンの供給者に職権審査を開始すると発表した⁵。

2024年7月、審査対象をドイツを含む他の加盟国の風力発電所の開発に拡大したとの報道がなされているが⁶、現時点において、審査の進展に関する情報は公表されていない。

(4) Nuctechへの立入検査

2024年4月23日、中国のセキュリティ機器メーカーである Nuctech のオランダ及びポーランド事業所に対して、職権審査として立入検査を実施した。立入検査に関する発表において、欧州委員会は、本立入検査が抜き打ち (unannounced) で行われたこと、外国からの歪曲的な補助金を予備的に審査するためのものであると説明している⁷。

4. 中国の反応

中国政府は、上記風力発電施設の開発に対する職権審査の開始の発表を受け、「強い不満と断固たる反対を表明し、EU 側に誤った行動を即時停止・是正するよう求める」との発表を行っている。(2024年4月11日付け商務部発表) また、Nuctech への立入検査に関しても、「深刻な懸念と強い反対を表明する」「中国企業の合法的な権益をしっかりと守るために必要なあらゆる措置をとる」との発表を行っている。(2024年4月24日付け商務部発表)

さらに、中国は、中国機械電子製品輸出入商業会議所 (CRRCC) の申請に基づき、2024年7月10日、EU による外国補助金規則及びその施行規則に基づく中国企業に対する審査・慣行に対して対外貿易障壁調査を開始した。調査開始から6ヶ月後の2025年1月9日、商務部は調査対象となった措置が貿易障壁を構成するとの認定を行ったが、本認定に基づく措置は現時点で発表されていない。対外貿易障壁調査とは、中国対外貿易法36条2号及び「対外貿易障壁調査規則」に基づき、対象措置・慣行が貿易障壁であると判断された場合、①二国間協議、②多国間の紛争解決手続の発動、又は③その他の適切な措置をとることができるとされている。過去の調査事例は、日本の海苔輸入管理措置に対する調査(2005年4月調査開始)、米国の再生可能エネルギー支援政策及び補助金に対する調査(2011年11月調査開始)、台湾の対中輸入規制措置に対する調査(2023年4月)いずれも、中国政府による特段の措置はとられていない。

5. その他の国の反応

外国補助金規則の適用が開始される前の2023年5月の補助金委員会において、韓国は、EU に対して、補助金規則に基づく届出義務がビジネスに多大な事務負担を課すものとして懸念を表明している。韓国は、外国補助金規則が EU の国家補助を受けている企業と比較して、外国政府から補助金を受けている企業により高い事務コストを課しており、これにより外国供給事業者に対する事実上の差別が生じ、自由な経済活動に過剰な負担が課されることになると述べた。また、現在の規則は、資金的貢献の基準や市場歪曲効果など重要な要素について明確ではないと指摘している。

⁵ Speech by Executive Vice President Vestager on technology and politics at the Institute for Advanced Study, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_24_1927

⁶ <https://www.mlex.com/mlex/articles/2224248/chinese-wind-turbine-makers-see-eu-foreign-subsidy-probe-expand-to-germany-other-countries>

⁷ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/sw/mex_24_2247

6. 国際ルールとの関係

国際ルールとの関係について、外国補助金規則 44 条には、外国補助金規則に基づく審査や措置が EU が加入している国際協定に反する形で実施、維持されてはならないと規定されている。EU は、政府調達協定（GPA）の締約国であり、GPA で約束している範囲で締約国の産品や企業を差別してはならないことになっている（GPA 4 条）。日本企業が直接入札に参加しない場合でも、下請け事業者として公共調達に参加する場合なども考えられ、日本企業への影響がないか、過度な負担が生じていないかなど、今後の運用を注視していく必要がある。